

改正

令和5年11月27日条例第37号

令和7年3月18日条例第24号

那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市及び空き家等の所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等対策に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空き家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空き家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (4) 所有者等 空き家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。
- (5) 審議会 那須塩原市空き家対策審議会条例（平成28年那須塩原市条例第4号）第1条に規定する那須塩原市空き家対策審議会をいう。

(基本理念)

第3条 空き家等に関する対策は、適正に管理が行われていない空き家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす一方で、有効に活用することにより地域活性の維持及び増進を図ることができる資源であることを認識し、市及び所有者等がそれぞれの責務の下に主体的かつ積極的に推進するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、空き家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、第3条に規定する基本理念にのっとり、空き家等に関する対策についての計画を策定し、及び空き家等の適正な管理の促進のために必要な施策を実

施するものとする。

2 市は、前項の計画の策定に当たっては、空き家等の有効な活用に配慮するよう努めるものとする。

(情報提供)

第6条 何人も、適正に管理されていない空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

(調査)

第7条 市長は、前条の規定により適正に管理されていない空き家等の情報の提供を受けたときは、法第9条第1項の規定により、当該空き家等の状況及び所有者等について必要な調査をすることができる。

(公表)

第8条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に係る措置を講じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に対し、意見を述べる機会を付与しなければならない。

(意見の聴取)

第9条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、必要に応じて、特定空き家等又は管理不全空き家等に関する措置その他の重要な事項について審議会の意見を聴くことができる。

(応急代行措置)

第10条 市長は、空き家等が適正な管理がなされていない状態にあることにより、人の生命、身体又は財産に重大な危険が切迫していると認めるときは、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空き家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴

収することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月27日条例第37号)

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)施行日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。